

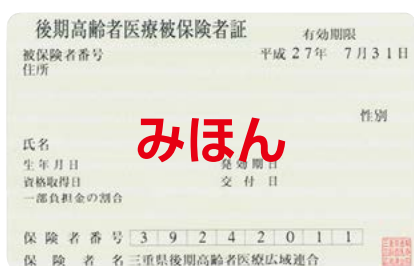
# 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から始まった医療制度で、75歳以上の人(65歳以上75歳未満で一定の障がいがあり、申請して認定を受けた人を含む)を対象としています。

## 8月1日から保険証が変更に

後期高齢者医療制度の保険証は、毎年8月1日に更新されます。7月下旬に、新しい保険証(若草色)が三重県後期高齢者医療広域連合から簡易書留郵便で届きます。

現在お持ちの保険証(ピンク色)の有効期限は7月31日です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所に返却してください。



新しい保険証

## 医療機関で支払う自己負担の割合

医療機関の窓口では、掛かった医療費の1割または3割を支払います。8月1日からの自己負担割合は、平成25年中の所得金額を基に判定されます。

### 所得区分ごとの自己負担額の割合

所得区分	医療機関で支払う自己負担額
一般	掛かった医療費の1割
現役並み所得者	掛かった医療費の3割

現役並み所得者とは…住民税の課税所得金額が145万円以上の被保険者や、その人と同じ世帯にいる被保険者です。なお、住民税課税所得金額は、市民税・県民税納税通知書で確認することができます。

### 申請によって自己負担割合が変わります

現役並み所得者と判定された人であっても、次の条件に該当する場合は、申請によって自己負担割合が3割から1割になります。

- 同一世帯の被保険者が1人で、収入が383万円未満
- 同一世帯の被保険者が2人以上の場合、または被保険者が1人で他に70歳以上75歳未満の人がいる場合で、収入の合計額が520万円未満

なお、該当すると思われる人には、6月に基準収入額適用申請書を送付しています。申請を受け付けた翌月から適用されますので、まだ申請して

いない人は、早めに提出してください。

## 住民税非課税世帯の人は申請を

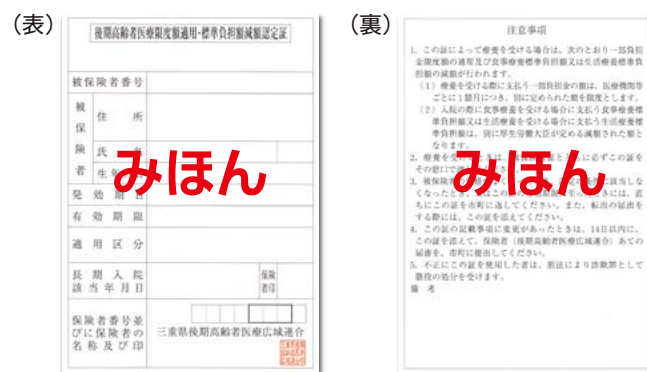
住民税非課税世帯の人は、医療機関等で「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下「認定証」という)を提示すると、一部負担金や入院時の食事代などが減額されます。認定証は、申請により交付します。申請月から減額されますので、早めに申請してください。

### 現在、認定証を持っている人

現在お持ちの認定証の有効期限は、7月31日です。8月以降に保険医療助成課または各総合支所市民福祉課(市民課)、各出張所へ返却してください。新しい認定証の交付に必要な申請書は、7月下旬に届く新しい保険証に同封されていますので、申請してください。

### 現在、認定証を持っていない人

申請書は送付されません。平成26年度住民税非課税世帯の人は、申請してください。



認定証

## 療養費の支給

次のようなとき、申請して必要と認められた場合は、費用の一部が支給されます。

- 急病などで保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師の指示で、コルセットやギプスなどの補装具を作ったとき
- 医師が必要と認めた、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(はり・きゅうの施術を受けながら、同一の傷病に対して並行して医療機関で診療を受けた場合は、はり・きゅう以外に適当な治療手段がないとは見なされないため、療養費の支給の対象にはなりません)